



# 教員のミスで発生した 損害の賠償責任

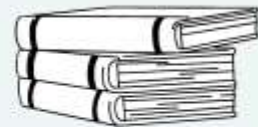


2022.8.25

弁護士 江夏 大樹



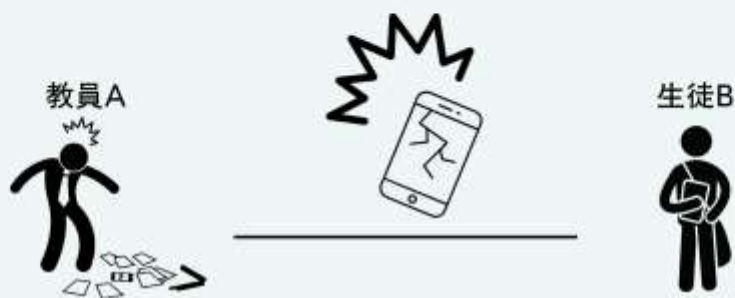
## 教員の賠償責任が問題になりうるケース



- 例 1 教員Aが誤って、生徒Bのタブレットを破損させた
- 例 2 教員Aが管理する図書館の本棚が倒れ、生徒Bが下敷きになった
- 例 3 教員Aが学校の備品を壊してしまった

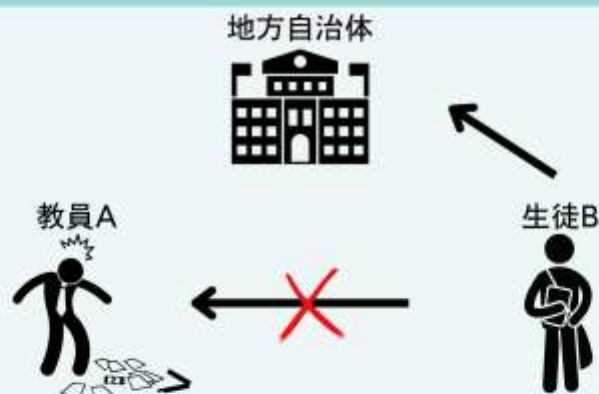


例1 教員Aが誤って、生徒Bのタブレットを破損させた



教員が第三者（生徒、保護者、同僚）の身体、財産を侵害した事例

例1 教員Aが誤って、生徒Bのタブレットを破損させた



国家賠償法1条1項「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」

## 国家賠償法 1 条 1 項 要件・趣旨

### 要件

- ① 公務員による職務行為
- ② 故意または過失
- ③ 法律上保護される利益の侵害

「国又は公共団体が責任を負う」  
＝公務員の個人責任は認められない。（例外有り）

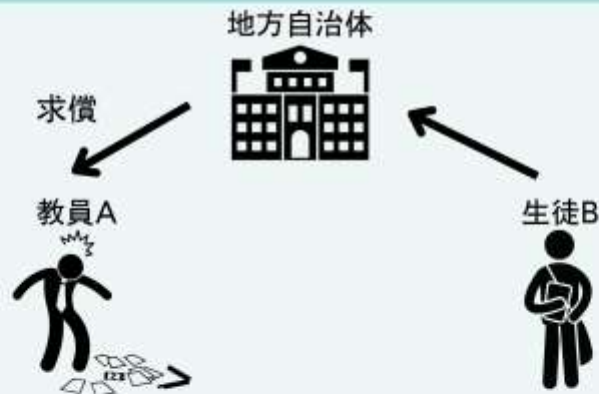
\* 最高裁昭和30年4月19日

「右請求は、被告人等の職務行為を理由とする国家賠償の請求と解すべきであるから、国または公共団体が賠償の責に任ずるのであつて、公務員が行政機関としての地位において賠償の責任を負うものではなく、また、公務員個人もその責任を負うものではない。」



## 例 1 教員Aが誤って、生徒Bのタブレットを破損させた

- 例外 -



国家賠償法 1 条 2 項 「公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。」

## 国家賠償法 1 条 2 項 要件・趣旨

要件 故意または重過失

故意 = わざと

重過失 = 著しい不注意

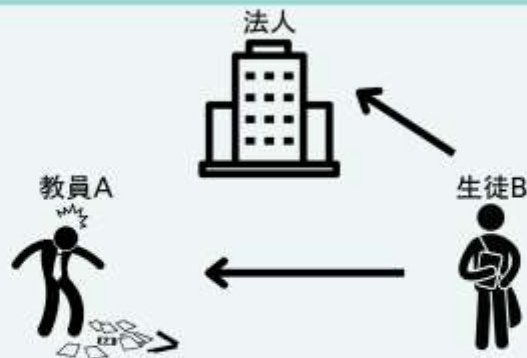
「通常人が要求される程度の相当の注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然とこれを見過ごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態」（最高裁 32 年 7 月 9 日判決）

\*生徒に体罰を行った中学校教員に対する求償が認められた裁判例  
大阪地堺支判平成 23 年 8 月 9 日判決  
教員への求償（生徒への 131 万 1290 円の賠償）が認められた



## 例 1 教員Aが誤って、生徒Bのタブレットを破損させた

- 私立 -



民法 709 条「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」

民法 715 条「ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。」





## 例1 教員Aが誤って、生徒Bのタブレットを破損させた



民法715条3項「前二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。」

### 民法715条3項 趣旨

使用者は被用者（労働者）に求償できる  
しかしながら、求償請求の範囲は相当に限定されている。

1 労働者に故意または重過失がある場合にのみ発生

2 労働者の故意または過失があり損害賠償責任が肯定される場合損害の公平な分担という観点から信義則上相当と認められる限度においてのみ責任を負う。



①業務にミスはつきものであり、他方でその業務遂行により恩恵をうけている使用者に責任がないことは不合理

②労働者はその過失行為から著しく高額な損害が発生する可能性があるが、重大な損害について労働者に完全な賠償責任を負わせれば、賃金により生計を維持する労働者の生活は重大な困難に陥る

例2 A教員が管理する図書館の本棚が倒れ、生徒Bが下敷きになった

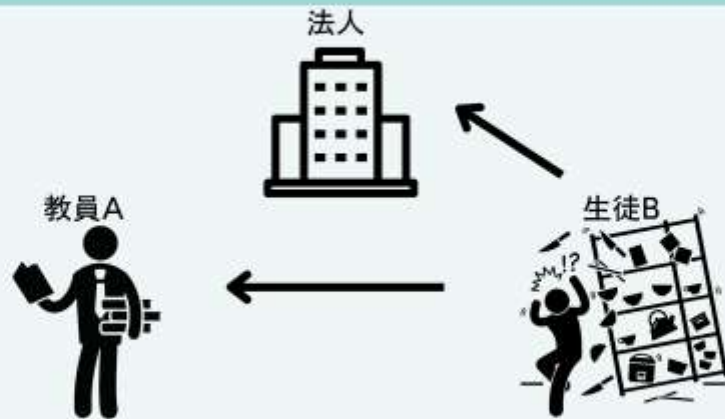


例2 A教員が管理する学校設置物が倒れ、生徒Bが下敷きになった



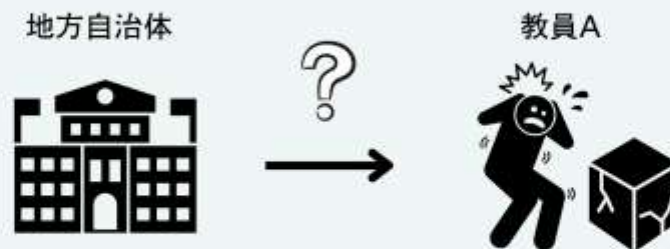
## 例2 A教員が管理する学校設置物が倒れ、生徒Bが下敷きになった

- 私立 -



民法717条「土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。」

## 例3 教員Aが学校の備品を壊してしまった



地方自治法243条2の2

「会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。」

## 地方自治法 243条 2 の 2

詳しくは資料 14 頁参照

### 要件

- ①占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員
- ②故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）
- ③占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷した



\*大阪高裁平成25年2月27日  
不法行為をした職員に自治体が損害賠償請求  
をすることが信義則に反して許されないと判  
断した裁判例



上記①以外の事例ではどのように考えるべきか。  
例えば、プールの管理を誤り、無駄になった水道代の  
賠償事例など（資料集 17 頁～）



例 3 教員Aが学校の備品を壊してしまった  
教員の個人責任を認めてしまってもよいのだろうか？



- 1 危険責任の法理（危険を有するものが危険の結果の責任を負う）
- 2 報償責任の法理（利益を追求した結果、他人の利益を侵害したときは、利益追求したものにその損失を負担させるべき）
- 3 教員の労働環境



1 危険責任の法理

教員も一人の人間である以上、業務遂行に伴い、一定の損害が発生することは避けようがなく、業務命令を拒否することは困難である。

2 報償責任の法理

他方で自治体は教員に業務を遂行させることで、その恩恵を享受しているにもかかわらず、その業務より不可避免的に発生する損害を教員に負わせることは不当である。



教員は高額な賃金が支払われている職種ではなく、多額の賠償責任を負わせれば、その生活に困難を来すことは必至である。

3 教員の労働環境

公立学校教員は過労死ラインを超過し、過労死等の健康被害が多数発生し、教職調整額を除き残業代が支給されないなど、極めて過酷な労働条件に置かれている。

教員の人員不足は深刻である一方で、業務は際限なく広がりを見せている中で、本来的な教員の業務とまでは言えない周辺業務に従事する中で発生するミス（過失）は教員個人の責任とすべきではない。

## 結 論



1 故意、重過失がなければ、労働者は賠償責任を負わない

2 労働者が賠償責任を負うとしても賠償の範囲・額は制限される



参考文献

詳解労働法【第2版】  
労働者の賠償責任

水町勇一郎  
細谷超史

**ご清聴  
ありがとうございました！**



人と暮らしをまもるパートナー

 **東京法律事務所**

**弁護士 江夏大樹**

